

京都市告示第431号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂経146号線	北区上賀茂六段田町34番地の4地先から同町35番地の2地先まで	告示の日
東第四経18の1号線	左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町26番地地先から同町25番地の1地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)